

江別市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱

平成26年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で指定するために必要な手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) 指定 法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。
- (3) 指定特定非営利活動法人 指定を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 特定非営利活動法人は、法第314条の7第3項に規定する申出をするときは、指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号。以下「北海道指定基準手続等条例」という。）第3条第1項の規定により北海道知事に提出した申出書の写し及び同条第2項各号に掲げる書類の写し
- (2) 申出のあった日において、全ての事務所の所在地で法人市町村民税を納めていることを証する書類

(指定のために必要な手続を行う基準)

第4条 市長は、前条の申出書を提出した特定非営利活動法人が、北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号。以下「北海道指定条例」という。）別表に掲げられていること及び江別市内に主たる事務所を有することを確認した上で、指定のために必要な手続を行うものとする。

(指定の通知等)

第5条 市長は、第3条の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、指定したときはその旨を、前条の手続を行わないことを決定したとき又は指定しなかったときはその旨及びその理由を、書面により速やかに通知するものとする。

2 市長は、指定をしたときは、江別市公告式条例（昭和25年条例第14号）第2条第2項の規定に基づき掲示するほか、ホームページへの掲載その他の方法により、その旨及び指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名

- (3) 主たる事務所及び北海道内の事務所の所在地
- (4) 指定の効力が生ずる年月日
- (5) 指定の効力の有効期間
- (6) 現に行っている事業の内容
- (7) 特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下「特定非営利活動」という。）を行う地域（当該特定非営利活動の効果等が及ぶ地域を含む。）
- (8) その他市長が必要と認める事項
（指定の更新の申出）

第6条 指定の効力の有効期間を経過した日以降も引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、北海道指定条例別表に新たな有効期間が掲げられた後、速やかに、指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第2号様式）により、市長に指定の更新の申出をするものとする。

- 2 前3条の規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。
（変更の届出）

第7条 指定特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第5条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、指定特定非営利活動法人変更届出書（第3号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出が第5条第2項第1号又は第3号（主たる事務所の所在地に係るものに限る。）に掲げる事項の変更によるものであるときは、市長は、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。
- 3 第3条から第5条までの規定は、第1項の指定の変更の届出について準用する。
（指定特定非営利活動法人の合併）

第8条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けていない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、北海道指定条例別表に合併後の内容が掲げられた後、速やかに、指定特定非営利活動法人合併申請届出書（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出書には、北海道指定基準手続等条例第16条第1項の規定により北海道知事に届け出た書類の写しを添付するものとする。
- 3 第3条から第5条までの規定は、第1項の指定特定非営利活動法人の合併による届出について準用する。
（指定取消しのために必要な手続を行う基準等）

第9条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- (1) 北海道指定条例別表から除かれたとき。
 - (2) 指定特定非営利活動法人から指定特定非営利活動法人指定取消申出書（第5号様式）の提出があったとき。
 - (3) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。
 - (4) その他市長が取消しの必要があると認めたとき。
- 2 市長は、指定を取り消したときは、その特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、書面により速やかに通知するものとする。

3 市長は、指定を取り消したときは、江別市公告式条例第2条第2項の規定に基づき掲示するほか、ホームページへの掲載その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

(法人及び事業の概要報告書の提出)

第10条 指定特定非営利活動法人は、法人及び事業の概要報告書を毎年市長に提出するものとする。

(協力依頼)

第11条 市長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、官庁、地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めるものとする。

(必要と認める資料の提出)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、指定特定非営利活動法人に対し、必要と認める書類の提出を求めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。